

# 琉球大学学術リポジトリ

## 直筆ノート

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄, 南洋, ノート キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: 矢内原, 忠雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/38200">http://hdl.handle.net/20.500.12000/38200</a>

# 矢内原忠雄文庫

史料名	直筆ノート(書写したものか)
封筒番号	146
原文所所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 10 日
撮影者	富士写真フィルム 株式会社
備考	

# 矢内原忠雄文庫

封筒番号：146

史料名	直筆ノート(書写したものか)
資料形態	ノート／ホチキス
枚 数	20
頁 数	20
縦 (cm)	
横 (cm)	
厚さ(cm)	
書誌的事項	南洋
	今泉分類記号：Y



序

我が帝國は劫初より日暮も近く南洋の水に接す。我が沿岸を洗ふの水は、また南洋群島を洗ふの水なり。突如該群島は今頃の歐洲大乱を機縁として、我が版圖に入り、均しく皇恩に浴す。且豆に宿縁淺しとほんや。

惟ふにかの巴奈馬地峽の山上に起ちて、遂に西南を望み、渺茫として際涯なき大海原を認め、これを南洋と呼稱せしは、西班牙人ベルボア其人なり。時々西暦一千五百十三年、即ち我が永正十年にして足利義澄時代のことなり。其後ちマゼランが南米の岸を傳ひて大西洋を南下し、其發見に名をマゼラン海峡を通過して、風波靜かなる所謂太平洋に乗り出せるは、西暦一千五百二十三年のことにして、我が足利義晴時代のことなり。而してニキナリ彼はタヒチを経て菲律賓、群島に到着したりしか、不幸にも獐猛ある蕃族の毒叉に斬死れたり。ニキナ洋横断の最初の史実たりとす。魯魯と我を見るに、バルボアが南洋の水を望見して「年を経るに三百四十六年、即ち文久元年水野築後守小花作助等を從へて小笠原島に航し、該島に留りて開拓に従事せり。これが岡南の最初の史実にして、

其後明治八年に至り、確然該島を版図に加へ、聊か南洋の水に親むを得たりき。當時大久保甲東、小笠原島開拓の碑に標榜して曰く、伊豆之山脈蜿蜒起伏至於此而盡乃我南門也と。小花白香偶々之を見、而盡の二字を不祥なる文字たりとし、憤然として削殺す。岡南の雄志歎すべきものありといふべし。

今や、皇祖皇帝の宏謨、南洋に及ぶ。一に明治天皇の開國進取り聖旨と、今上御一人の御棱威とり發現たらわ人はあらず。吾人臣民は、

飽迄も此新版圖をして永久に発揚せしめざるべからず。

由来南洋と稱せらるるは、主として此地、スマトラ、ボルネオ、セレベス等の区域を以てせらるる觀あり。而して時としてはこれを裏南洋といふもうあり。何を東西表裏を辨せらる甚しきや。吾人は須らく西方の南洋をば、蘭領南洋の名を以て區別すべく、而して我が新版圖たる南洋は、單に南洋と呼稱すべし。

大正四年八月六日、予は第一戦隊所属を免せられ、新たに南洋防備隊に轉勤を命ぜられた。依而<sup>向</sup>十四日横須賀に於て東海

丸に塔乗り卦仕の金に就く。船正に敷常船浮標を離れて進行を起し  
とすや、第一艦隊の旗艦攝津は安全なる航海を祈るの信号を左  
し、送別の樂を奏し、予が行を送る。軍艦金剛は、予が在隊中より來  
船すりしかば、總員を船側に整列し、送別の意を表せり。かかる優勢  
たる艦隊を見棄てて遠征萬里南洋に向はんとす。從令國南の  
雄志鬱勃たるものありと雖も、轉て離別の情に堪へざるものありき。かく  
て觀音崎附近に至りしかば、同船したる南洋群島の酋長より成る觀  
光園を上甲板に集め、此奴機を利用して訓示するところありたり。ニ  
レ予が南洋に親しむ最初の機会なりき。

予は此を因として「南洋の風土」を編纂せしも。善美を知る者

求め易いからなる好機會とぞ有べし。

古諺に曰く、國を治むるは善美を知するが如しと。善美を知する者は、  
其料となるべきもの質實を知るを要し、國を治むる者は、其の土民  
の風俗習慣を知るを要す。是れ統治上の要務なり。本書は主とし  
て南洋の統治又は商業活動に従事する者、或はこれから南洋に活動

せんと欲する者、其他一般本邦人に對して、南洋の事情を知らしめんとす。

聊かたりとも、邦家の發展に資する二とあらんか、我が志望は足るなり。

因に云ふ、本書中往々にして好ましからざる風俗を記述せる箇所あり。然十ども是等の記述は、教育上、道德上、医術上、其他種々ある方面に於て、好箇の参考資料たるべしと信ず。敢て削除せざる所以あり。尙本書は、草創の際諸島の報告に得たる所を、総合編述したるものなれば、猶不備の点多かるべし。ニは改訂の期に待たんとす。

大正五年十一月

南洋老人識

雜 誌

南洋老人

南洋島丙辰歲旦

人生五十又加一余年印一年暑熱時 唯喜國支那黑城南洋絕島留學

天皇の國の光ははるかののみなみの島も隈たりけり

驟雨

タ立の過ぎ行く方をちがむやば柳子の林に声しきよたり

○ 時の間に暫しあつたをちやけりしおつかねて廻るメ立

○

云々りしてしほれて果てたる草も木もよ心地なるタ立の雨

南洋月

おと露に月の光きさしとて椰子の上葉に景さゆるなり

○ 驟雨一過氣爽然 南溟經島月光鮮

南風發々清涼裡 半夜靜霽臣軌篇

學校教育

あら嬢し南のはての島人も君が恵を仰ぎ初めけん

風俗改善

道なぬ野にはるる女郎花つやにすぶれと心して行け

触れて濡るる露の醜草かり捨ててみちある野児とすすよしもかな

○  
心的旧慣改善

島人の其のなはしはおもむろに善まを勧むる心あるべし

利用厚生

生をよくし用を利するの道すきは口を二めて生きなはせ

同化教育

日本の教草をも移し植ゑて南を結ぶともかな

渡航希望者に與へて南洋群島企業の一般を示す

試みに世界地図を展きて、赤道以北の南洋群島を一瞥せよ。東西二千四百浬、南北千二百浬、其間莫々として群島の碁布するを見ん。實に數を以て算へんか、一千有餘の多きに及び、而して面積を以て云はんか、僅かに百六十三平方里にして、我が神奈川一縣に相当するに過ぎず。されば往々にして人はその得るところを危ぶけ、收支相償はなしで、結果田畠を本国に及ぼすに止まる、之を領有して果して何の利益あらんやといふものあり。予をして云はしむれば、是れ南洋の方面を外觀したる放棄論者の口吻に過ぎざるなり。最大愚論の骨頂なり。

然れども南洋群島は、所謂山師輩が吹聴する如く、しかく無盡なる宝庫にあらざることは事実なり。道の主たるべし。

本邦人は南洋とすれば、瘴癘蠻雨を想像し、其酷熱を思ひ、熱病の發生を恐り、猛獸毒蛇の害を懸念す。然れども我が南洋は、

事実に於て熱しと雖も、氣候順調にして、梅雨清涼の氣を送る。之を  
台灣の暑熱に比すれば、毫も凌ぎ易きを覺ゆるなり。日光の直射、  
素手り峻烈たりと雖も、吾曹毛輩にして猶よく日中の作業に堪ふ、  
豈に強壯屈意の輩、此暑熱に堪へざる理ありへや。

パラオ島の深林河凹に於て、稀に鰐魚を認むることありと雖も、山に  
は猛獸毒蛇なく、平地には惡病なし。實に南洋に於ける生活は、簡  
易にして快適なり。而して群島、殊にトラック、パラオ、ホナペの如きに於ては、

風光明媚、眺望絕佳、實に天然の樂土たる思ひあらしむ。

若しこそ日本内地に躊躇する富豪貴紳の士にして、南洋一暫の  
命を拘むれば、蹶然起ちて此新占領地に赴き、浩々たる精神性を養  
はんが、興味何ものにか比すべし。帝に養え撫勝の逸放に止まらず、  
进而て産業を調査し、其企業の現状並に将来を觀察し、縱令

自ら企業に從事せざるも、大に投資を助勢せし、國運の發展に貢  
するところ甚だ大なるべし。

何十の南洋方面を向はず、由来未開の地は、個々無資力者つ  
19 突易に奏功し得るところにあらず。實に南洋は投資の地にして、

着実な子資本家が能く其現状を観察し、しがる後企業すべきなり。  
而して無資力の労働者は、企業者に附隨して、勞務にて發展を  
期すべきなり。

されば企業者は、須らく相当の人格を有し、警識を備へ、政米人に  
伍するも恥ぢるところなく、又よく我が下級の人々若くは島民を指導す  
して、奴隸的記を示すべき人物たゞざるべからず。惜むらくは海外に  
ある邦人にして、往々國家の觀念に乏しく、共同一致の精神なく、毫  
々小感情や利益の衝突のために相互に妨害をなし、却て本邦人  
發展の障礙をなすか如き傾向あるは、實に本邦人の悲しまるべき弱點  
なり。ニト國家民族の大發展をなすべき所以之道にあらずたり。

若夫ハ南洋に於ける本邦人の下級労働者が、却て無知なる島民以下  
の性格を曝露するが如キは、眞しく其責仕者戒飭すべき眼目な  
リ。

次に我が南洋に於て、如何なる事業が行はれつゝあるかを、順序と  
して解説せんに、曾て独逸が行ひ群島經營の跡を見る、其苦心惨憺  
のほどを窺するものタメし。支人の善例は宜しく吾人の記とすべきと  
思ふればあらう。

19

要するに先づもちる如く、從来内地に於て、南洋を一大宝庫の如く流言し、漏洩<sup>スル</sup>に至臨むも、尙ほ一千金を獲<sup>ム</sup>るかゝ如くに吹聾<sup>ム</sup>する者す。而して此言を信<sup>ド</sup>て何等一定の目的なくして渡航しまい、僅か数日にして帰航の已むをまことに至るものあり。されば南洋に渡航せんとする者は、豫め能く其事情を確知するを要す耳。

又海上の勇者、ハ幡船を忘想し、南洋に密航を企て、蝴蝶軍を氣取<sup>ム</sup>るが如きは、断じて無謀なることを警告すべし。從來かかる西妄舉を行ふ者を拿捕し、其物品を没收して放逐<sup>シ</sup>したまこと勘<sup>シ</sup>せず。我が同胞は須らくかかる妄想を辟<sup>ケ</sup>テ、堅実なる發展を期せらるべからず。

終<sup>ニ</sup>に臨み、予は今後南洋植民政策として、宜しく偏頗的邦人主義、若くは島民本位主義に陥<sup>ラ</sup>ざ<sup>レ</sup>んことを望む者あり。

而して最も能<sup>ク</sup>は、廣義の邦人主義、差別的一視同仁主義を標榜<sup>スル</sup>ことなりと信<sup>フ</sup>。

尚ほ度未<sup>タ</sup>邦人が島民に対する要條を附言せば、威儀<sup>ヲ</sup>をなし、

仁の愛<sup>ヲ</sup>以て接するにあり。即ち圧迫<sup>ヲ</sup>は決して彼等を<sup>シテ</sup>服せしむる

所以にあらかじめたり。又他方今よりに萬に狎むしむは、彼等を心服せし  
あるの道にあらかじめたり。ニトモ約言せば、威嚴を以て臨み、恩徳を  
以て撫し、誠實を以て徳等を遇するにあり。

(ノ四章) 第五節 村長及普通島民相続法

古代の酋長相続法は之を知るに由来しと雖も、昔時血族相続の法に非おして、同族中兄弟も勢力を有するも、一部落若くは數部落を倒压して酋長の位置に立ちたる如し。而て後初め優勝劣敗より雄者自ら其長となり、漸次自己の血族蕃殖し勢力自然に扶植せられ、終に犯すべからず血族踏龍衣を行ふに至るが如し。從來本群島に於ける、酋長相続は即ち血族踏龍衣なり。然ども其相続は、父より子に、子より孫にと承が如く順位踏龍衣にあらず。即ち酋長死亡若くは他(百因)老衰、不具)によりて酋長を辞すや、其弟をして相続せしめ若し弟無き場合若くは年少にして之を次り賈格をき場合食は、其の酋長の兄の子をして相続せしむ。若し又之を缺けば、實子又は養子をして相続せしむ。しかるに更に其嗣子年少にして独立統御する事能はざる場合、若くは衆望に添はざる場合には、公選(まるみと)。又稀には酋長の遺言に依りて相続せしむる場合あり。之れに血族循環の意に由ひたるもの如し。」

西班牙及独逸の支配に属せし以来、村長本血族相続を改め、人物本位の方針に由り、公配送制又は依頼たるが如し。さへど旧慣の如き、今尚血族相続法に準據する傾向あり。

以上の相続に付ては、一族相合して相続者を決定し、後公式に村落の主なるものに計るを例とす。稀に衆望に添はれるものありて、排斥せらるる場合あり。又他より村長を擧げたる例あり。而して村長踏龍役の際は、古代酋長より代々相传の宝物即ち「バラオ」貨幣等を授受し、村長名(假名)を相続す。同時に弟村長に属せし一切の財産は、すべて後繼村長の所有に帰す。弟の村長家族は、其居宅を引拂ひ私宅に引替り、後繼村長其役宅に入る。

此相続法は大小村長皆を敵を同くし、階級によりて異る事なし。本群島村長階級は、總村長大村々長、小部落村長の三級に区別す。總村長は一を「アイバドル」と稱して「ゴル」村に根拠し、二を「アルクライ」と稱して「マルキヨウ」に根拠す。此に大部落村長は「バラオ」島を二分し各其一を保有す。各村長は二大部落村長より配下に属す。

二大綱村長は、古来より各々勢力範囲拡張のため、屢々争鬭戰端を開けり。近代に至りてニイ弊を見あざに至りたれど、今尚ほ兩者の關係は稍もすれば円満を缺く傾きあり。

普通民の相続法は、村長相続法の例と殆ど相同じ。只普通島民の相続の場合には、傳子べき家宝たる貨幣等を有するものと、有せざるものと有り。

#### 第六節 村長と島民の關係

村長と島民との關係は、征服者と被征服者との關係にして、绝对的服従を以て結ばる。恰も日本の維新前に於ける藩主と領民との關係に等し。島民は諸々村長の命を尊奉するもつにして、通行の際の如きも途上村長に進言するや敷間がより先を辟けて敬意を表し、村長遠かれて後初めて通路す。又村長宅邊を通路するや、其在否にかかはらず、垂頭屈腰してゆる。此如モ礼讓を以て村長と島民との關係成立す。

又村長集会所には特に上級ある建物あり。車うち村長若くは長毛の用に供するもなし。一般村民は常に其内に入るを得ず。又右らず、其敷地に上ることを禁ぜらる。若し犯すものは所謂罰せらる。如斯村長は村長に對して絶対的に服従す。故に村治行政其他に於ても亦多少車子横の離れを見ねず。

第五章 第四節 芹畠の起源及ペラオ通貨

昔(時代不詳)アガル島に「アイラオコレ」と稱す一人の女アガル島に始めて芋畠を作りき。後「リベリリユ」「コロール」等「ペラオ」諸島に到りて芋を作ることをほへたり。是れ芋畠の起源にして爾後未芋を作り、食料に何不足もなく甚暮らし得たるが、幸ひで南賣買人の乞附けしも通貨なく「タマカイ」と稱する魚束りて一人の女と交易し、其女また子を孕むに及び、腹部の根子尋常ならざりしかば人々大に寧じたり。しかしに遂に多く貨幣を蓄えたり。今日のペラオ通貨なりとのニヒナリ。

ホ六章  
サバパン

第ニ節 村長制

従来本島には酋長たるもの有し。此れ往昔獵テ猛ちる酋長が、部下を率ひて西班牙に反抗し、西人のために殺戮せらるゝ、或は他島に退散せしもの如き失敗あるが為たるべし。其後「カナカ」族漸次移住しまたたりを以て、其勢對西班牙政廳はやうやく村長を置き、統治の任に当らしめたり。ニヤ村長の起始有るべし。

目下本島内には村長一人、助役十人あり、命令の传达、其他の仕務にあらしむ。ニヤ村長各自互選の上、政廳之手を任命するもの有り。

ホ七章  
本ナ

第ニ節 村長相續法及ノ村長ニ島民ノ關係

島民ガ文字を知るに至りしは、最近三十一年前事なり。されば其以前に溯りて、村長の相続格式を調査せんと欲すも、何等の徵すべきものなし。然つてども世襲ノ内地を尊ぶは、古来本島民の固習なり。「十二マルキ」ワニヤエ「十二ケン」ドウササヌハ島員内

「ナニマルキ」即ち村長を選舉するは、「ナニテニ」の職務権限内に属す。  
「ナニテニ」は「ナニマルキ」系統者中、材幹德望あるものを物色し、「ワニヤエ」  
に推薦す。「ワニヤエ」は即ち「ナニマルキ」の相続者にして、「ナニギ」死  
去と同時に、「ワニヤエ」代り「ナニマルキ」となるたり。「ワニヤエ」  
「ナニギ」と字やば、集会所にその部落民一同を招集して、其趣を布  
告す。部落民は、各其の資産の程々に随じて、大豚肉、甘庶、麺  
麌實、芭蕉の実、木瓜等を持ち寄りて献上す。「ナニマルキ」は、之を貰  
領し、更に命じて調理せしめ、一同と会食す。此の如くして「ワニヤエ」は  
「ナニマルキ」となるなり。是れ現代の相続様式にして古代の法式も亦  
此の如しと相像して可なり。

往時 村長は島民に対し、絶大無限の權力を有したる事、惜も  
專制國の君主の如き観ありしと云ふ。現代は其の權力大に削減  
せらるたりと雖も、尚ほ島民の村長に対する一種の敬語を用ひ、  
金に相逢ふときは、鞠躬如として敬讓す。其他、村長の家  
にて先づ「リリー」餅なるもつを製しニシを食したる後、にあらかじ  
ば、島民は之を剥ぬし且つ食するこ能はざるが如し。若し村長の

室内に坐人じて之を製表し且つ食するものあれば、罰せらるるが如し。尚村  
長の命によりて何人は何人を貰めとせよと定めらるれば、之に背くこと能はず。  
曾て一村長某婦人を愛して結婚を申込みたることあり。然るに  
其一婦人は村長を嫌ひて離せざりし爲め、終に婦人は他に嫁するを得  
得かして一毛を官房婦にて送りたり。以て村長、権勢の一半を窺ふ  
べし。

Ponape  
第7節 普通島民の相続法

島民の多くは、動産を所有せず。故に相続問題の起るは、土地家屋  
に対する開傳に限らるる如し。

土地家屋の相続権は、所有者の実子男に限り、若し実子男  
なし時は、甥立ち相続するの権利を有す。故に被相続者が女子  
又は姪のみ有るときは、其の遺産はれども所有とす。慣行<sup>リ</sup>を  
却。ナキは所有者財産を女又は姪に相続せしめんとする場合には、  
其の生前<sup>リ</sup>に於て、豫め贈與の形式を探るの一法あるに遇<sup>カ</sup>きず。

第十三節 集会所の組織及年中行事

集会所は、村長が部落村民を召集し、懇親会、訓説会議、その他舞踏集会等、例年にあはらず多數の島民集合せしむる時に使用するものなり。これは部落共同に属するものにして、之が建築等には村民各自本林其の他の材料を醵出し、部落公共の工事としご従ふ。されば直掩工費を要せざり。集会所使用の目的は、前述する如く、而して集会等同件結了すれば、島民は大豚肉甘蔗山芋等各自の意願に従ひ村長に献上す。村長は直に命じて其芋等を料理せしめ、饗食、宴舞踏に耽るを例とす。